

区障がい者基幹相談支援センターの運営評価について

1. 評価の目的

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である区障がい者基幹相談支援センターについて、事業運営の中立性・公平性を確保するとともに、評価結果を通して地域の相談支援体制の一層の充実を図ることを目的として、障がい者相談支援事業の受託事業者の運営評価を実施する。

2 評価対象期間

- ・毎年、前年度の業務内容について評価を行う。

3. 評価手法の概要

①区センターによる自己評価と各区地域自立支援協議会における報告・審議

- ・区センターは、「自己評価シート」（別紙1）及び日ごろの活動から把握した課題の解決に向けた積極的活動に関する報告「地域課題に対する取組み報告書」（別紙2）を作成し、各区地域自立支援協議会において報告・審議を実施し、その結果を自己評価シートに反映させたうえで本市へ提出する。
- ・なお、自己評価シートについては、その提出までの過程において区センターが自発的に自らの業務内容を振り返り、その機能の充実に積極的に取り組むためのツールとして活用する。

②本市職員による評価

- ・「区障がい者基幹相談支援センター実態確認表」（別紙3）に基づき、客観的評価を行う。
- ・評価にあたっては、毎月提出されている「大阪市障がい者相談支援事業実施状況報告書」（月報）を活用するとともに、本市担当職員が区センターを直接訪問して、実態確認を実施する。

③大阪市地域自立支援協議会による評価

本市は、①及び②を基に、区センターの事業実施状況について大阪市地域自立支援協議会に報告し、同協議会は障がい者相談支援体制全体についての評価を実施する。

※ 評価の仕組みの中で本市担当職員が区センターを訪問して実態確認することで、区センターの課題等を把握して共有することがねらいです。

4. 様式の変更について

平成30年度からの基幹相談支援センター化に伴い、項目を一部修正するとともに、これまで類似の項目があり見づらい点もあったことから、自己評価シート及び実態確認表の様式を変更する。

①自己評価シート…別紙1

②区障がい者基幹相談支援センター実態確認表…別紙3